

## 三重県公立小中学校等における学習者用端末の共同調達に係る協定書

三重県 GIGA スクール構想推進協議会 会長 福永 和伸（以下「甲」という。）と〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、国が推進する「GIGA スクール構想の実現」において甲が実施する学習者用端末（以下「端末」という。）の共同調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、国が推進する「GIGA スクール構想の実現」において、端末等の都道府県単位の広域的な共同調達を実施することが推奨されていることに鑑み、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するため、甲が実施する公立小中学校等における学習者用端末の共同調達に関し、以下の内容について甲及び乙の双方が合意することを目的とする。

### （実施主体）

第2条 端末等整備事業の実施主体は乙とする。

### （整備対象）

第3条 端末等の整備対象は、当該市町が所管する公立小中学校、義務教育学校とする。

### （契約相手先）

第4条 端末等整備業務実施事業者は、甲が共同調達手続きを経て選定し、別途、協定を締結する〇〇〇〇（以下「事業者」という。）とする。

### （契約締結）

第5条 乙は、端末等整備事業の実施に当たり、甲が作成した別添仕様書に則り、事業者と個別に契約を締結し、端末等を配備させるものとする。

### （端末等）

第6条 乙は、甲の共同調達により配備した端末等のうち、「公立学校情報機器整備費補助金」の対象となる端末等と、これ以外の端末等とを区別し、把握しておくものとする。

### （協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

### （協議事項等）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年5月15日

甲 津市広明町13番地  
三重県GIGAスクール構想推進協議会  
会 長 福永 和伸 印

乙 〇〇市(町)〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇市(町)  
〇〇市(町)長 〇〇 〇〇 印